

## 【29用 語】

【湯山…ゆやま】温泉が湧き出る山、ここでは「入之湯」のこと  
【裏判…うらはん】文書の表文面を承認するため、裏面に記した署名及び捺印などのこと

【判鑑…はんかがみ】個人が使用する印鑑を登録したり、又は関所・番所などに届けたもの

【如斯…かくのごとし】「如此」とも書く。前述のとおり、そのとおり

## 【29解 説】

碓氷関所を取り囲む周辺地域は、要害または御囲い山という特別警備区域に指定されており、いわゆる関所破りなどを取り締まるため他所者の自由な往来が制限されていた。この要害内の坂本村地内に湧き出していた温泉が「入之湯」（現在の霧積温泉）である。そのため入之湯へ入湯できるのは原則、安中領内の村民に限られており、しかも入湯するためには地元の名主が発行する通行手形が必要であった。さらに女性が入湯する場合、この通行手形に事前に安中藩役人の承認が必要であった。

本文書は安中藩の郡奉行三名が入之湯への通路口にある土塩村に宛てた判鑑（印影）届である。これによって安中領内の女性が入湯する場合、まず地元の名主から通行手形を発行してもらい、次に、その裏面に安中藩郡奉行の承認印を押ししてもらい、それを土塩村役人に差し出すと、村役人は事前に受け取っていたこの判鑑と照合し、間違いがなければ通行を許可したのである。なお、土塩村・五料村・上増田村は要害改め村といわれ、関所破りの監視や入湯者の通行改めを主な任務としていた。